

交付決定後の手続きに関するご案内

工事着手前

1 施工前の写真撮影

交付決定通知書の内容を確認し、工事をする直前に施工前の写真を撮影してからリフォーム工事を開始してください。補助金の請求にあたって、工事をする直前に撮影した施工前の写真が必要です。

2 工事内容の変更及び中止に関する届出

工事内容を大幅に変更する又は工事を中止する場合、変更・中止届（第4号様式）を提出する必要があります。詳しくは本市ホームページをご確認いただくか、産業労働課までお問合せください。

なお、工事範囲や使用する部材などを一部変更する場合など「軽微な変更」と判断されるものは変更届を市へ提出する必要はありません。また、軽微な変更に伴う工事代金の変更についても届出は不要です。

ただし、変更後の工事金額が、20万円（消費税抜き）を下回った場合は、補助対象外となります。

<大幅な変更該当する例>

- 工事箇所の変更（「外壁塗装工事」を「トイレ便器交換工事」に変更など）
- 施工業者の変更

工事完了後

3 工事完了後の書類提出

工事完了後、速やかに裏面に記載する書類を郵送してください。

最終提出期限は2025年（令和7年）3月14日（金）消印有効【厳守】です。

郵送先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（藤沢市役所本庁舎8階）
藤沢市産業労働課 商業・総務担当

| 提出書類 | 詳細 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 藤沢市住宅リフォーム完了届兼補助金実績報告書（第5号様式） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年（令和7年）3月14日（金）までに提出 ・ 同封の書類です。市ホームページからダウンロードすることも可能です。 |
| ② 藤沢市住宅リフォーム補助金交付請求書（第6号様式） | |
| ③ 申請者宛ての領収書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の名称、所在地の記載があるものに限ります。 ・ 領収書がない場合は費用を支払ったことが分かる書類（振込明細等）と請求明細書でも可とします。なお、請求明細書は施工業者の情報が明記されているものに限ります。 ・ 当初見積額から金額が変更されている場合は変更後の見積書の写しも添付してください。 |
| ④ 施行前（着手時）の工事部分カラー写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも撮影した日付がわかるようにしてください。（「撮影日：〇〇〇〇年〇月〇〇日」と手書き可） ・ リフォーム箇所が広範に渡る場合は、主要箇所を施工前と後に、各1～2枚撮影してください。 |
| ⑤ 施行後の工事部分カラー写真 | |
| ⑥ 振込先口座が確認できる預金通帳の写し等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名、支店名、預金種目、口座名義、口座番号が分かるもの。 |

書類提出後

4 実績報告書類の審査

実績報告書類の審査を行い、必要に応じて、現地を確認することがございます。

5 補助金の振込

実績報告書を提出した月の翌月末までに補助金5万円を振込先口座へ入金します。

（例）10月末までに収受した分 → 11月末までに振込

【事務担当】 産業労働課 商業・総務担当 0466-50-3530（直通）